

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和8年6月2日

大分県知事 佐藤 樹一郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 クラウドファンディング広報チラシ作成委託業務
- (2) 委託契約期間 契約締結から令和8年8月21日（金）まで
- (3) 納入場所 大分県知事が指定する場所
- (4) 予定価格 437,800円（うち消費税 39,800円）

2 契約に関する事務を担当する部局と名称

大分県福祉保健部こども政策局こども・家庭支援課
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
電話 097-506-2703

3 契約条項を示す場所及び日時

大分県物品等電子入札システム（以下、「物品等電子入札システム」という。）上に
令和8年6月10日（水）17時00分まで入札説明書を掲載することにより契約条項
を示す。

4 物品等電子入札システムの利用

本案件は、原則「大分県共同利用型電子入札システム」により入札を行う。ただし、
紙による入札も基準を満たせば行うことができる。また、入札に係る事項は、この公告
に定めるもののほか大分県共同利用型電子入札システム運用基準による。

5 入札参加条件

この業務については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認め
る。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に
必要な資格を取得している者であること。
- (3) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 大分県内に本店を有する者
 - イ この公告の日前に、上記（2）に掲げる資格の審査申請又は登録事項の変更届

の経路を経て、入札の参加及び見積り、契約の締結及び物品の納入、代金の請求及び受領並びにこれに附帯する一切の事項の権限を大分県内の支店又は営業所等に委任している者

- (4) この業務の履行に係る仕様書に基づき、物品等電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。
- (5) この公告の日から下記9に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

6 物品等電子入札システム及び契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

7 物品等電子入札システムによる参加申請の期限

令和8年6月8日(月) 17時00分

8 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期限

入札参加の承認を受けた日から令和7年6月10日(水) 17時00分

9 物品等電子入札システムによる開札

開札予定日時 令和8年6月11日(木) 10時00分

10 再入札

開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行例第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額の入力期限、開札日時及び最低入札価格を物品等電子入札システムにより通知するものとする。

11 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則第20条第3項第2号の規定により免除する。

12 契約保証金に関する事項

大分県契約事務規則第5条第3項第9号の規定により免除する。

13 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

14 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。
- (3) 再度入札は2回までとし、再度入札の結果落札者が決定しない場合は、随意契約に移行し又は手続を改めることとする。